

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、令和 2 年国勢調査において 25,697 世帯、76,037 人となっており、平成 27 年国勢調査と比較し、人口では 7.2%、世帯数は 1.9%いずれも減少している。これまで核家族化により世帯数が増加してきたが、急激な人口減少に伴い世帯数も減少している。

また、年齢区分別にみると、65 歳以上の高齢人口の割合は 35.6%となっており、平成 27 年との比較では 4.6 ポイント増えている。一方、生産年齢人口は 3.7 ポイント減少するなど、少子高齢化が深刻化している。

就業人口構造としては、平成 27 年から令和 2 年国勢調査の「産業別就業人口の推移」によると、製造業や建設業などに従事する第二次産業は 1.1%ほど減少していることに対し、農林業などに従事する第一次産業は 0.3%、小売業やサービス業などの第三次産業は 0.8%ほど増加しており、第二次産業人口の後退が際立っている。

本市の産業は、総面積 536.09 ㎢のうち約 35%を農地が占めており、稲作を中心とした土地利用型農業を基軸に、製材業や木材業、製造業、卸売・小売業、建設業、医療・福祉、生活関連・飲食サービス業、運送業など多様な産業が展開され、全産業のうち、卸売・小売業が 23.3%、製造業・建設業等が 21.3%、サービス業関連が 20.5%を占めている。

製造品出荷額で比較してみると、令和 4 年の農業産出額が 299.1 億円と、工業の製造品出荷額等が 1163.9 億円で、工業は本市の産業の中でも地域経済の活性化に果たす役割は重要な位置付けとなっている。

しかし、製造品出荷額等の推移を見ると、平成 19 年の 1,687 億円をピークに、リーマン・ショックや東日本大震災などの影響で、平成 20 年以降は減少傾向にあった。平成 24 年以降、徐々に回復傾向にあり、平成 30 年は 1,409 億円まで回復したが、令和元年以降は再び減少傾向に転じ、いまだに平成 19 年当時までは回復していない。

市内の事業所数(製造業)については、令和 2 年に 137 事業所であったものが、令和 3 年では 126 事業所となり、11 事業所が減少している。業種別の出荷額としては、食料品や金属製品製造業等が業績を上げているものの、電子部品等が下降している。

市内の事業者のほとんどが中小企業、小規模事業者であり、人口減少と、それに伴う生産年齢人口の減少により、令和 7 年 3 月の有効求人倍率が全体(ハローワーク管内)として 0.84 と、人材確保が困難な状況となっている。さらに、施設・設備の老朽化により維持管理費が必要となるものの、労働力の確保が困難

なことから、最新設備への積極的な投資に取り組めず生産活動の縮小を余儀なくされている事業者や新商品の開発に取り組めない事業者も見受けられる。

こうしたことから、人口減少に向けた対策、特に生産年齢人口の確保と定着には、地域経済の中心となる市内中小企業・小規模事業者の活力が不可欠であり、生産性を高める機械設備の導入、新商品の開発、業務改善等の積極的なチャレンジへの支援が必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業、小規模事業者の先端設備等の導入を促すことで、市域企業の新たな生産性向上への取組の活性化と地域経済の更なる活性化を目指す。

これらを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市域には、多種多様な産業が展開されており、事業分野ごとに企業が抱える生産性向上への課題や解決策が異なるため、それに対応できる多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図ることが目的であることから、太陽光発電設備については、市内に事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的で設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、製造業等を集積した工業団地のほか、市街地や平野部、山間部等、多種多様な産業が広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、生産性を高める機械設備の導入、新商品

の開発、IT 導入による業務効率化、市域を超えた国内及び海外のマーケット等を見据えた連携等、幅広い事業活動が見込まれることから、本計画においては、労働生産性が年率 3 %以上に資すると見込まれる全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 6 月 19 日～ 令和 9 年 6 月 18 日の 2 年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組、又は先端設備導入に伴う人員増によって労働生産性の評価が不利になると見込まれる取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 認定に当たっては、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び導入促進基本計画に適合することを確認するための追加書類またはその他の書類の提出を求めることができる。ただし、中小企業及び小規模事業者の過度の負担とならないよう配慮する。

(3) 環境保全上重要な地域及び史跡・天然記念物等の指定区域については、環境の保全・保護に努めることとし、その土地が持つ固有の歴史的・文化的な景観や自然景観が損なわれないよう配慮する。

(4) 産業が集積する地域については、大気汚染や水質汚染等の環境汚染や騒音、振動、悪臭等の公害が生じるおそれがある場合は、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、環境汚染及び公害等が生じないよう配慮する。

(5) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(6) 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。